

議案第4号

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：国保医療課】

国民健康保険の県単位化に伴い、令和6年度より国民健康保険税率を奈良県内で統一することから、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

(1) 税率の改定（第3条、第5条、第5条の2、第6条、第7条の2、第7条の3第8条及び第9条の2の改正規定）

区分		改定前	改定後	
基礎課税額	所得割額	7.62%	7.64%	
	均等割額	26,800円	27,600円	
	世帯別 平等割額	特定世帯・特定継続世帯以外の世帯	22,700円	20,000円
		特定世帯	11,350円	10,000円
特定継続世帯		17,025円	15,000円	
後期高齢者 支援金等 課税額	所得割額	3.15%	3.27%	
	均等割額	10,900円	11,500円	
	世帯別 平等割額	特定世帯・特定継続世帯以外の世帯	8,000円	8,400円
		特定世帯	4,000円	4,200円
特定継続世帯		6,000円	6,300円	
介護納付金 課税額	所得割額	3.17%	3.03%	
	均等割額	17,800円	16,900円	

(2) 税率改定に伴う軽減額の改定（第21条第1項の改正規定）

区	分	改定前	改定後		
7割 軽減	基礎課税額	均等割額	18,760円	19,320円	
		世帯別 平等割 額	特定世帯・特定継続世帯以外の世帯	15,890円	14,000円
			特定世帯	7,945円	7,000円
			特定継続世帯	11,918円	10,500円
	後期高齢者 支援金等 課税額	均等割額	7,630円	8,050円	
		世帯別 平等割 額	特定世帯・特定継続世帯以外の世帯	5,600円	5,880円
			特定世帯	2,800円	2,940円
			特定継続世帯	4,200円	4,410円
	介護納付金課税額	均等割額	12,460円	11,830円	
5割 軽減	基礎課税額	均等割額	13,400円	13,800円	
		世帯別 特定世帯・特定継続世帯以外の世帯	11,350円	10,000円	

2割 軽減		平等割額	特定世帯	5,675円	5,000円
			特定継続世帯	8,513円	7,500円
	後期高齢者 支援金等 課税額	均等割額		5,450円	5,750円
		世帯別 平等割 額	特定世帯・特定継続世帯以外の世帯	4,000円	4,200円
			特定世帯	2,000円	2,100円
		特定継続世帯	3,000円	3,150円	
	介護納付金課税額	均等割額		8,900円	8,450円
	基礎課税額	均等割額		5,360円	5,520円
		世帯別 平等割 額	特定世帯・特定継続世帯以外の世帯	4,540円	4,000円
			特定世帯	2,270円	2,000円
特定継続世帯			3,405円	3,000円	
後期高齢者 支援金等 課税額		均等割額		2,180円	2,300円
		世帯別 平等割 額	特定世帯・特定継続世帯以外の世帯	1,600円	1,680円
			特定世帯	800円	840円
		特定継続世帯	1,200円	1,260円	
介護納付金課税額	均等割額		3,560円	3,380円	

(3) 税率改定に伴う未就学児均等割額の軽減額の改定(第21条第2項の改正規定)

区	分	改定前	改定後
基礎課税額	7割軽減世帯	4,020円	4,140円
	5割軽減世帯	6,700円	6,900円
	2割軽減世帯	10,720円	11,040円
	上記以外の世帯	13,400円	13,800円
後期高齢者支援金等 課税額	7割軽減世帯	1,635円	1,725円
	5割軽減世帯	2,725円	2,875円
	2割軽減世帯	4,360円	4,600円
	上記以外の世帯	5,450円	5,750円

2. 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

(2) 適用区分

令和6年度分の国民健康保険税から適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、従前の例によります。